

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部改正
及び電気工事士法施行規則の一部改正について

令和 4 年 3 月
経 済 産 業 省
電 力 安 全 課

1. 改正の背景

電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく資格^{※1}については、その交付申請の申請書や試験科目の免除の要件等が電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）に規定されている。また、電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく資格^{※2}については、その交付申請の方法等が電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）に規定されている。

電気事業法及び電気工事士法に基づく資格の交付申請において、添付書類として住民票の写し等を提出することが求められていたが、添付書類の要件緩和を行う。

また、第3種電気主任技術者試験について、令和4年度から年度に2回実施する予定としているところ、一部の試験科目に合格した際のその科目の受験が免除される期間の試験の実施回数を、受験時期を問わず均一化する。

加えて、各府省における各種申請等で提出を求める写真サイズを4種に集約することとなったことを踏まえ、技術者試験（指定試験機関が試験事務を行うものを除く。）の受験手続に用いる写真サイズを、パスポートサイズに変更する。

この他、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令及び電気工事士法施行規則について、他法令の条ずれの反映等の形式的な改正を行う。

※1 電気事業法に基づく資格：

- ① 電気主任技術者免状（第1種～第3種）
- ② ダム水路主任技術者免状（第1種・第2種）
- ③ ボイラー・タービン主任技術者免状（第1種・第2種）

※2 電気工事士法に基づく資格：

- ① 電気工事士免状（第1種・第2種）
- ② 特種電気工事資格者認定証
- ③ 認定電気工事従事者認定証

2. 改正の内容

（1）電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部改正

- ① 資格の交付・再交付申請時における添付書類の緩和（第4条、第5条第3項）
電気事業法に基づく資格の交付・再交付申請における添付書類は、戸籍の抄

本又は住民票の写しに限定されていたが、これらを含め、本籍、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類（有効期間・期限があるものは提出を受ける日に有効なものに、その他のものにあつては提出を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。）であれば、認めることとする。

②科目別合格制度における受験機会の均一化（第6条、第7条の2、第8条）

第3種電気主任技術者試験については、令和4年度から年度に2回実施する予定としている。第3種電気主任技術者試験においては、一部の科目に合格した一次試験の行われた年の初めから3年以内に限り、試験科目の免除が受けられることとしている。この場合において、年2回試験が実施されたとき、受験する時期によって、一部の試験科目に合格した際のその科目の受験が免除される期間の試験の実施回数が初回の受験から数えると5回又は6回のいずれかになり、回数が不均一となる。このため、試験科目を免除される期間を、その年度の最初に行われた試験で合格した場合には、その試験が行われた年度の初めから3年以内（天災等の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、その試験が行われた年度の初めから3年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで）に、その年度の2回目に行われた試験で合格した場合には、年度の初めから3年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで（天災等の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、その試験が行われた年度の初めから3年を経過した後において2回目に行われる試験の実施日の属する月まで）とすることとし、受験する時期によらず、試験合格までに受験可能な回数が最大6回となるよう受験機会の均一化を図る。

また、これに伴い、試験が年度ごとに行われている実態を踏まえ、暦年ではなく、年度で区切ることとする。

③写真サイズ等の見直し（様式第9）

各府省における各種申請等で提出する写真サイズが4種に集約されることとなったことに伴い、技術者試験（指定試験機関が試験事務を行うものを除く。）の受験手続に用いる写真サイズを4種ある中の一つであるパスポートサイズ（縦4.5cm×横3.5cm）に変更する。これに伴い、写真の要件を、1. 申請者本人のみ、2. 6ヶ月以内に撮影したもの、3. 正面・無帽・無背景、4. 縦45mm×横35mm（ふちなし）とする。

また、郵便番号を記載するマスが5桁になっているものを7桁に変更する。

（2）電気工事士法施行規則の一部改正

①資格の交付申請時における添付書類の緩和（第6条第2項、第9条の2第2

項、様式第 2 及び第 5 の 2)

電気工事士法に基づく資格の免状の交付申請における添付書類は、住民票の写しに限定されていたが、これを含め、住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類（有効期間・期限があるものは提出を受ける日に有効なものに、その他のものにあっては提出を受ける日前 6 月以内に作成されたものに限る。）であれば、認めることとする。

②住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の改正に伴うハネ改正（第 9 条の 2、第 9 条の 5、様式第 2、第 5、第 5 の 2 及び第 5 の 4）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、住民基本台帳法第 30 条の 5 第 1 項を引用している箇所を同法第 30 条の 6 第 1 項に改正する。

また、住民基本台帳法第 30 条の 9 第 1 項を引用している箇所について、住民基本台帳法第 30 条の 9 に改正する。

3. 今後のスケジュール

令和 4 年 4 月 1 日 施行